

● 国立研究開発法人情報通信研究機構内部監査規程

(平成16年4月1日 04規程第12号)

改正	平成23年3月29日	10	規程第59号
改正	平成23年4月5日	11	規程第11号
改正	平成25年2月19日	12	規程第62号
改正	平成28年3月29日	15	規程第93号
改正	平成29年3月28日	16	規程第55号
改正	平成31年1月22日	18	規程第26号
改正	令和4年3月16日	21	規程第48号

目次

第1章	総則 (第1条—第10条)
第2章	監査の実施 (第11条—第14条)
第3章	監査報告 (第15条—第17条)
	附則

第1章 総則

(監査の目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の内部監査（以下「監査」という。）の円滑な実施を確保すること及び効果的かつ効率的な業務運営に資するため、機構が確立する内部統制が正常に維持され有効に機能していることを監視し、不正や誤謬の発生を防止するとともに、自主性と自立性が十分に発揮した監査及び報告を行うことを目的とする。

(監査の範囲)

第2条 監査は、機構の業務に関し、次の各号に掲げる事項が確保されているかどうかについて行うものとする。

- 一 業務の運営が法令及び規程等に準拠し適正に行われていること。
- 二 業務の運営が計画的かつ能率的に行われていること。
- 三 業務の運営にあたって、経済性の確保等が図られていること。

(監査責任者及び監査担当者)

第3条 監査責任者は、監査室長とし、理事長の命を受け監査を統括し、各監査担当者の監査分担を定める。

2 監査責任者は、監査を行うにあたり必要があるときは、理事長の承認を得て監査室に所属する職員以外の者に臨時に監査を補助させることができる。

(監査責任者及び監査担当者の責任)

第4条 監査責任者及び監査担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 常に機構の利益を図ることを主眼とし、あらゆる観点から事実を客観的に調査、検討し、その評定にあたっては公正不偏の態度で望まなければならない。
- 二 不正、誤謬の摘発にあたるだけでなく、問題解決の改善策を提案するよう心がけ

なければならない。

三 監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

四 監査の実施及び調書や報告書の作成にあたっては、監査責任者及び監査担当者として注意をもって行わなければならない。

(監査責任者及び監査担当者の権限)

第5条 監査責任者及び監査担当者の権限は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 監査責任者及び監査担当者は、監査対象の国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程（04規程第3号）第8条に規定する組織（監査室を除く。以下「部等」という。）の関係者に対し、帳票及び諸資料の提出又は事実の説明その他監査実施上必要な要求を行うことができる。

二 監査責任者及び監査担当者は、必要に応じ監査対象の部等以外の関係者に対し、実査、立会、確認及び報告を求めることができる。

三 監査責任者及び監査担当者は、必要に応じ業務に関する会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

四 前各号の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

(監査の方法)

第6条 監査は、監査に必要な書類の提出を求める書面監査又は視認、聴取、質疑等を実地において行う実地監査によって実施するものとする。

2 書面監査は、稟議書、会計関係諸帳票、契約書、その他の書類につき行うものとし、実地監査は、工事、資産、業務等について、現場において行うものとする。

(監査の種類)

第7条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、計画的に実施時期を定めて行う監査をいい、臨時監査は、特定の事項について理事長又は監査責任者が必要と認めて行う臨時の監査をいう。

(文書の回付)

第8条 次の各号に掲げる文書は、監査室に回付するものとする。ただし、施行に急を要するものについては、施行後速やかに回付することができる。

一 主務大臣に対する認可又は承認申請書

二 規程、細則及び通知の制定及び改廃に関する文書

三 予算、事業計画、資金計画、その他業務運営の基本方針に関する文書

四 契約に関する重要な文書

五 決算に関する文書

六 訴訟に関する文書

七 その他業務上重要な文書

2 前項第4号及び第7号に定める重要な文書は、理事長、理事、総務部長、財務部長及び経営企画部長（以下「理事長等」という。）の決裁に係る稟議書をいう。

第9条 次の各号に掲げる文書を受理したときは、監査室に回付するものとする。

一 主務大臣から収受した許可書、承認書、その他重要な書類

二 その他業務運営に関する重要な文書

2 前項各号に定める重要な文書は、理事長等への供覧書をいう。

(他の監査機関との調整)

第10条 監査責任者及び監査担当者は、監事監査及び会計監査人監査との重複を避け、監査情報を交換するため、随時、監事又は会計監査人と連絡及び調整を行う。

第2章 監査の実施

(監査計画)

第11条 監査責任者は、各事業年度毎に「監査計画書」を作成し、理事長の承認を得なければならない。

2 前項に定める「監査計画書」は、監査の種類、監査目的、監査対象の部等、監査実施時期及びその他の必要な事項を定めるものとする。

(監査の実施の通知)

第12条 監査責任者は、監査計画に基づき監査を実施しようとするときは、その旨を監査対象の部等の長に対して通知するものとする。

(監査調書の作成)

第13条 監査責任者及び監査担当者は、実施した監査の方法、内容、結果等について、詳細な監査調書を作成しなければならない。

2 監査調書の作成にあたっては、正確、明瞭かつ具体的に記載しなければならない。

3 監査調書は、慎重な注意をもって整理し、相当の期間保存し、理事長の承認なくしてその全部又は一部を部外者に示してはならない。

(説明会の開催)

第14条 監査責任者及び監査担当者は、監査終了後、監査対象の部等の長に対して説明会を開催し、監査対象の部等の長から意見の具申があるときは、十分にその意見を聴取し、監査報告に役立てるものとする。

第3章 監査報告

(監査の結果報告)

第15条 監査責任者は、監査終了後速やかに「監査報告書」を作成し、理事長に報告するものとする。ただし、軽微な事項については、口頭で報告することができる。

2 監査責任者は、監査の結果、是正、改善又は検討（以下「是正等措置」という。）を要する事項については、あらかじめ監査対象の部等の長の意見を求め、当該意見を併せて理事長に報告するものとする。

3 第1項に定める「監査報告書」には、監査の種類、監査実施日、監査対象の部等、監査立会者、監査目的、監査項目、監査結果、是正等措置を要する事項及びその他必要事項を記載するものとする。

(是正等の措置)

第16条 前条第1項及び第2項に定める報告に基づき、理事長から指示を受けた是正等措置を要する事項については、監査対象の部等の長は、とった措置及び処理方針を文書又は口頭で理事長に報告するものとする。

2 前項に係る事務は、監査室が庶務を行う。

(監査報告書の保管)

第17条 「監査報告書」及び「監査報告書」の添付資料は、10年間監査室において保管しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月5日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成23年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

(脳情報通信融合研究センターにおける適用)

2 独立行政法人情報通信研究機構脳情報通信融合研究センター設置規程(11規程第1号)に基づき置かれる脳情報通信融合研究センターにおいては、第5条第1号中「研究所」とあるのを「脳情報通信融合研究センター」と読み替えて、本規程を適用する。

附 則 (平成25年2月19日)

附則(平成23年4月5日)第2項は、平成25年4月1日限りその効力を失う。

附 則 (平成28年3月29日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月22日)

この規程は、総務大臣による国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第9条に基づく実施計画認可の日(平成31年1月25日)から施行する。

附 則 (令和4年3月16日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。